

2019年4月1日

「LT会」会報第19-5号（総191号）

上海LTコンサルティンググループ

2019年4月1日より増値税減税！

米中貿易摩擦及び中国の景気下振れにより、中国政府は景気浮揚策として、2019年より大型減税を実施した。2019年1月1日より個人所得税法改正及び中小企業法人税減税3年間暫定措置などの実施により、中国の多くの国民及び中小企業は減税の恩恵を受けている。

また、4月1日より、物品に上乗せる増値税減税を実施し、企業の税負担軽減のみならず、中国の消費者も購入品価格引き下げによる大きな恩恵を受けることになる。今回の増値税減税規模は約1兆元に達している。今回の会報では4月1日からの増値税減税など企業活動にかかわる減税項目について説明したい。

項目	減税実施前	2019年4月1日より
物品増値税	16%	13%
建築交通運輸	10%	9%
加工、メンテナンス労務	16%	13%
物のリースサービス	16%	13%
農産物の税控除	10%	9%
図書、新聞、雑誌、録音と録画製品、電子出版物	10%	9%
国内旅客輸送	控除不加	控除可
不動産（工場建物）	仕入増値税2年で控除可	仕入増値税1年で全額控除可
生産・生活サービス業	仕入増値税100%控除可	仕入増値税110%控除可（条件付）
政府による仕入増値税買戻	自動車などの業種限定	すべての業種対象に拡大（条件付）

注：上記条件付きについては、税務通達を読む限り、具体的な条件は不明な点がありましたので、現地税務署へのご確認をお勧めする。

4月1日より、輸出増値税還付については上記の増値税引き下げに相応調整する。

以上